

令和6年

# 区民委員会会議録

とき 令和6年7月29日

品川区議会

令和6年 品川区議会区民委員会

日 時 令和6年7月29日(月) 午後1時00分～午後2時37分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 高橋 伸 明 副委員長 吉田 ゆ み こ  
委員 せ お 麻 里 委員 ゆ き た 政 春  
委員 安藤 た い 作 委員 藤 原 正 則  
委員 石田 し ん ご 委員 お ぎ の あ や か

出席説明員 宮澤 地域活動課長 河合 生活安全担当課長  
今井 八潮まちづくり担当課長 築山 戸籍住民課長  
小林 地域産業振興課長 栗原 創業・スタートアップ支援担当課長  
辻 文化観光スポーツ振興部長 大森 文化観光戦略課長  
三井 スポーツ推進課長

○午後1時00分開会

○高橋（伸）委員長

ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

---

1 請願・陳情審査

令和6年陳情第33号 住居番号の枝番号（補助番号）に関する陳情

○高橋（伸）委員長

初めに、予定表1、請願・陳情審査を行います。

令和6年陳情第33号、住居番号の枝番号（補助番号）に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○高橋（伸）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

住居番号の枝番号に関する陳情に関して、区の住居表示の現状についてご説明いたします。

初めに、住居表示制度についてご説明いたします。

我が国においては、従来、住所を表すには、町名と土地の番号である地番を用いてきました。しかし、地番は一筆の土地の広さや形状が様々であり、必ずしも順序よく整然と並んでいないことや、売買や相続等により分筆・合筆が繰り返されることにより、年月の経過とともに、飛び番、欠番が生じて住所が混乱するなど、住所の表示として分かりにくく不便なものでした。このため、住所を分かりやすく表示するため、昭和37年に住居表示制度が設けられました。

住居表示の方法には、街区方式と道路方式の2種類がありますが、品川区では、多くの自治体が採用している街区方式を採用しています。これにより、住居は、町の名称、街区符号、住居番号を用いて表示され、例えば、品川区役所なら、町の名称が広町二丁目、街区符号が1番、住居番号が36号と表示されます。

住居番号のつけ方ですが、各街区について、街区の周りを10メートルから15メートル間隔に区切って右回りに基礎番号をつけ、建物の主な出入口が面している基礎番号を住居番号としています。複数の建物の出入口が同じ基礎番号と接している場合は、それぞれの建物に同じ住居番号をつけることになるため、住所の表記が同じになります。

次に、本陳情に関連し、同じ住居表示のため、お困りの方への品川区の対応についてご説明いたします。

建物の所有者、管理者または占有者には、通行人から見やすい場所に住居番号を表示してもらうこととしていますが、相談があった際は、併せて、表札の設置や郵便局等へ相談するよう助言を行っております。それでも課題が解消されず、所有者等からの特段の申出があった際は、特別な対応として、住居番号の後に枝番に代わるものとして、任意のアルファベットを方書として追記する運用を行っております。

す。

なお、品川区が枝番の付番を採用していない理由ですが、枝番を付番した後に土地の分筆を伴う建て替え等があった場合に数字の整合性がとれなくなり、かえって混乱が生じるおそれがあることや、住居表示制度の本来の目的を崩してしまうためでございます。

次に、23区の住居表示の対応の状況でございます。

品川区が各区に電話で確認したところ、枝番の付番を行っている自治体は12区ありました。ただし、その運用に当たっては、例えば、10棟以上同じ号が並んでいる場合や、同一の姓の住居が連続する場合などの条件を付している自治体が多くございます。

一方、枝番の付番を行っていない自治体は、品川区を含め11区でした。枝番を付番しない理由は、いずれの自治体も品川区と同様の理由で、枝番を付番した後に土地の分筆を伴う建て替えがあった場合に数字の整合性がとれなくなり、住居表示制度のメリットを崩してしまうためというものでした。

最後に、住居表示に関する今後の対応についてでございます。

引き続き、住居表示に関してお困りの方から相談があった際には、区民個々の状況をお聞きしながら丁寧に対応してまいります。

#### ○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。品川区は、こちらの枝番というものは使わず、独自にアルファベット表示を使用しているということですが、こちらは、年間でどれぐらい申請等があるのでしょうか。

#### ○築山戸籍住民課長

アルファベットの対応でございますが、年間1件から2件ぐらい、多くても年4件から5件ぐらいというところでございます。

なお、他区も同様に少ないというふうにお聞きしております。

#### ○おぎの委員

今のアルファベット制度があるということ、今日お話を聞いて、私も初めて知ったのですが、そういった区民への周知等という面では、あまり積極的にはされていないのでしょうか。

#### ○築山戸籍住民課長

区民への周知についてでございます。

現在、アルファベットの表記の追記につきましては、特別対応ということで、積極的な周知は行っておりません。しかしながら、住居表示が同一のため困っている区民がいるという実情がございますので、その相談先としての戸籍住民課の案内ですとか、住居表示や表札の設置による解決方法の提示など、周知方法については、今後、検討していかなければならないと考えているところでございます。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○安藤委員

アルファベットで特別対応しているということですが、陳情者の方が紹介しているような補助番号、数字でやるのと、アルファベットでやるのは、どう違うのかとか、分筆をした際に混乱してしまう

というお話もあったのですけれども、アルファベットは混乱しないということなのか、そうであるならば、他区を取組を参考にしつつ、品川区なりの枝番制度みたいなものをつくってもいいのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○築山戸籍住民課長

まず、数字とアルファベットとの違いというところでございますが、まず、数字にした場合ですけれども、やはり課題としましては、将来的に、分筆、合筆、そういったものがあつたときに数字の整合性がとれない。

例えば、1、2、3と枝番が並んで、建物がそれぞれ1番、2番、3番とかあつたときに、2番の建物が分筆をした場合に、今まで1、2、3と並んでいたものが、そのような順番にならなくなってしまふ。そうすることによって、数字は、本来、1、2、3と並んでいるという認識がある中で数字が異なってきますので、より分かりにくくなってしまふといったところがございます。

一方、アルファベットの場合ですと、そういった数字の整合性というのは関係ありませんので、それぞれ任意でつけてもらっているところがございます。

あと、品川区独自でというところがございますが、その独自なものとして、現在、アルファベットで対応しているというところがございます。

#### ○安藤委員

今、12区では、番号で、補助番号、枝番ということでやっているということですが、そちらでは、今、懸念されているような分筆による整合性がとれないというような事例は、結構発生しているものなのか。そこら辺をもし伺っていたら、状況を伺いたいということが1つです。

もう1つは、こういう同じ住所が増えてしまっているケースというところもそうなのですけれども、町を歩いていると、戸建、集合にかかわらず、住宅が新築された場合とか、建て替えの後に、住居表示板の設置がすごく少なくなっているなというふうに感じるのですけれども、それは区としては、そういうふうな認識はあるのでしょうか。現状は、誰がどのように建築主に住居表示してください、住居表示があつたほうが、やはりいいのですよねというか、分からないですから。なので、そこら辺、少なくなっているのではないかというような認識があるのかということと、あと、申請の現状はどうなっているのか、ルールといいますか、そういうものを教えてもらえますでしょうか。

#### ○築山戸籍住民課長

まず1点目の他区に分筆等による課題の発生状況でございます。

現在、他区からそのような話はお聞きしてはいたのですが、しかしながら、将来的な課題を踏まえまして、枝番を採用している自治体につきましても、特別な対応ということで枝番を認めている自治体が多くございます。

具体的な例としましては、やはり10棟以上建物が並んでいたりだとか、同じ姓が続いているといったような、やむを得ない事情に応じて枝番を付番しているというところがございます。

続きまして、住居表示が少なくなっているかどうかというところがございますが、こちらで統計は取っていないので感覚的なものとなってきますが、やはり同じ住所で誤配達があつて困っているという相談がある中で、お話を聞いてみると、住居表示を設置していない方が多くいらっしゃいます。

区といたしましては、住居表示につきましては、設置を条例等でも定めておりまして、建物の所有者、占有者等は設置しなければならないというところがございますので、こういったところにつきましては、建物の新築の届の際にご案内をさせていただいているところがございます。

#### ○安藤委員

はい、分かりました。設置していないところがかなり出てくると思いますので、そういうことになっていますということと、あと、ここに相談すれば、住居表示の板をあげますよとか、そういうことが全然周知されていないような気がしますので、そこら辺、周知をもう少し充実してほしいと思うのですが、最後にいかがでしょうか。

#### ○築山戸籍住民課長

周知についてでございます。

現在、新築の届の際に、必ず登録が必要になってきますので、その段階で必要な周知はさせていただいているところでございます。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○吉田副委員長

そもそもどうやって住所が決まるのかということがよく分かっていなくて、私が家を建てたときに、区役所に登録に行きますよね。そうしたら、父はまだ存命だったのですけれども、将来的に弟と分け合う土地の一角に家を建てて、そのときに届出に行ったら、では、新しい住居番号というのですか、取りましようねと言われて、あっさり新しい、別に枝番とか、弟のところと同じではないものをあっさりくださったわけです。確かにそのときに、札を、これを表示してくださいねというものを渡されたので、素直に、うちはこれを表示してあるのですけれども、どうして同じ土地でこういうふうと同じ住所になってしまうケースと、うちみたいに、あっさり新しい番号をとれるケースがあったのか、その辺の差がよく分からなくて、それぞれ家を建てたりするときに新しい番号をつけてくださいというふうになれば、同じ住所で複数の家というふうにはならないような気がするのですけれども、その辺の違いを教えてくださいいただけますか。

#### ○築山戸籍住民課長

住居表示についてですけれども、まず、町があります、町名です。それから、街区符号と呼ばれる何々番です。先ほど、品川区役所の事例をご説明したときに、「広町二丁目」が町の名前で、「1番」というのが街区符号となります。次が「36号」、品川区役所がありますけれども、これが住居番号と呼ばれるものでして、この住居番号の決め方が、街区の1周を時計回りに10メートルから15メートル間隔で番号をつける形になります。1周を1、2、3、4、5、6と番号が時計回りに回っています。そこで、その中に建物が建ったときに、出入口のある地点で基礎番号を決めることとなりますので、その関係で、同じ基礎番号のところに入出入口があると住居番号が同じになるというところになりますので、その結果、同じ住居表示の家ができるというところになっております。

#### ○吉田副委員長

それだと、敷地的に、結構品川区内は、かつてここは大きなお屋敷だったのだらうなというところが幾つかに分割されて、それでも立派なお屋敷だと思うのですけれども、同じ住所になっていたりというところはありますよね。そうすると、例えば、入り口同士の距離的には別の番号になりそうな気がするのですけれども、そうではなかったということなのではないでしょうか。ごめんなさい、もう1回説明していただけると。

#### ○築山戸籍住民課長

住居番号でございます。そこは間隔が決まっていますので、10メートルから15メートル間隔でと

ということで号を決めておりますので、出入口がそこに面していた場合は同じ住居番号になるというところでございます。

#### ○吉田副委員長

一般的なルールとしては理解いたしました。ただ、うちの場合、どうしてそれで取れたのかなという、15メートルも離れていたかなと思うのですけれども、状況については分かりました。

先ほどの安藤委員のお話だと、家を建てたら必ず渡されますよね。多分それは、付けると、ある意味、家が傷むというか、傷めることになるので、つけない方と、負担で工務店とかに頼まなければいけない事例もあるので、もしかしてそうかなと思います。

ただ、そういうものを取ろうと思えば取れるということの周知は足りないかなというふうに思いますので、私はたまたま家を建てたときに、それを区のほうから付けてくださいと言われたので、それがあつたほうが便利という方にとっては、そういうことも可能ですよということは、ぜひ今後とも周知をしていただけたらいいかなというふうに思います。これは要望にとどめます。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第33号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

#### ○せお委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

今、ご答弁とか、あと質疑でもありましたように、特別対応としてアルファベットでしてくださっていると。あと、条例もあるというところで、皆さんもおっしゃっていましたが、周知は少し必要かなというところは要望します。ただ、その周知もただ周知するのではなく、やはり区民のことを考えて、これは特別対応なのですよというところをぜひご説明いただいて、区民の方にとって利便性が向上するような取組をぜひよろしくをお願いします。

#### ○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

私も現役消防官のときには、救急隊として同様の事案で対応した経験も何度もありました。今回の陳情の必要性は認識していますが、理事者からのご説明があつたとおりで、補助番号の制度を導入することで、住所の統一性が失われる原因となり、また、新たな課題が出てくるという点もありますし、また、任意のアルファベットの対応も個別対応されているという点から、総合的な判断で対応されていることを確認させていただきました。

実際に制度を導入している区もありますが、希望のあつた住居表示に付加をして個別対応しているという現状でありますので、新たな課題等に対してはリスクを残したままであるようにも見受けられます。

区では総合的なバランスを見た上での取組を進められているため、今回のこの陳情については、不採択でお願いします。

#### ○吉田副委員長

本日結論を出すということで、会派で議論をしましたが、これについては不採択をお願いします。

理由は、今の質疑の中で分かりましたけれど、任意のアルファベット表示が事実上の枝番号、補助番号と同じような制度になっているのではないかということで、それについて一定の解決はできる。だけれども、アルファベット番号にしる、補助番号にしる、新たな課題はまた別途出てくるわけで、補助番号をつけたから、この陳情者がおっしゃっているような課題が全て解決できることではないということが今確認できました。

やはりアルファベット番号などの周知はぜひやっていただきたいと思いますし、私も、自分が新たな番号を取れたので、こうやってできるのではないのかというふうに思っていたのですが、それができない方については、区議会議員としても、こういう制度があるということは今後周知をしていきたいと思いますが、この陳情に関しましては、この枝番号をつけたからといって、陳情者が感じている課題の解決には完全にはつながらないということを確認できましたので、不採択といたします。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、採択でいいのではないかと思うのですが、やはりこういった要望も具体的に上がっておりますし、こちらの方が挙げているような事例もそうですし、解決しなくてはいけない課題もあると。こちらの方が紹介している事例では、時には緊急対応で命に関わるような場合もあるということもありますので、やはり解決が必要だと思います。

今、アルファベットなどの対応もあるということもありますが、様々な条件とか工夫とかは、ある意味、しているにせよ、こういった制度を制度化する必要は私はあると思いますので、採択をお願いしたいと思います。

#### ○藤原委員

今回、これに関しては、不採択をお願いします。

#### ○高橋（伸）委員長

結論を出すでいいですか。

#### ○藤原委員

結論を出します。不採択をお願いします。

ただ、条例で、新築に関しては表示をつけなければいけないと条例の中に書いてあるわけですね。それは、私なども地域を回っているときに、新築だろうと思うお宅でも、標識を出していないところがあるように思えるのです、私は。ここはやはり条例に出ている以上は、所管が違うかもしれないけれども、そこは徹底していただきたいと思いますし、話が少しずれてしまうかもしれませんが、条例があるということが、それはすごく大事だと思っているのです。今日のこのこととは別ですが、いつも質問をしてしまう自動販売機の横にはリサイクルボックスをつけなさいという条例があるにもかかわらず、ない、リサイクルボックスを置いていない自動販売機もあると。でも、条例でそれは決まっているわけなので、今回とは別ですが、この条例の大事さというものも含めて、条例に書いてあるならば、そこだけは徹底していただきたいと思います。

#### ○石田（し）委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

ご説明いただいた内容で理解をしまして、今の対応でカバーできていると思うのですが、今回、陳情が出されて、これはやはり1つの問題提起になったのではないかなと思います。今社会が大きく変わって、しかも流れが速く変化をしている中で、今、藤原委員からもありましたけれども、法律とか条



例とかが時代に追いついていかなくなるというのは私はいけないことだと思うので、条例などがしっかりと時代に即したものに変化をしていかなければいけないということは、これはもう一方のところであるのかなと思うので、そこをぜひ今回のこれを機に、再度考えていただき、よりよい住居表示の仕方をやっていただきたいと思います。

1点、マンションは、実は、補助番号に近い表記ではないですか。なので、別に不可能でもないし、あれなのだけれども、今の法律と、現状のいわゆる事務作業も含めて、総合的に判断したら、今はそうではないのかもしれないので不採択にしますけれども、ぜひこれを機に、そういった社会の変化と現状の制度の中でどういうことができるかということを考えていただきたいと思います。

周知の話も出たのでお話ししますけれども、特別なやり方なので、なかなかそれを周知するということは難しいのかなと思うけれども、やはりこういったことも含めて、常に区が、何か区民の方がお困りのときには相談ができるのだよというものをつくっておけば、これに限らず、様々な相談を受けられるので、ぜひこれのことではなく、全体的に相談ができるという、区役所はそういうところだよということを周知するということが大事だと思うので、その辺はぜひ徹底していただきたいと思います。

#### ○おぎの委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

土地の成り立ちといいますか、やはり品川区は分譲住宅もすごく多いですし、道を歩いていても同じような家が並んでいて、やはり慣れない方は混乱するのかなという部分は非常にこの陳情に書いてあるとおりが分かります。

あと、やはり救急の事態があったときに、これが一番混乱してはいけないところだとは思っていますので、まちづくりといいますか、まち管理といいますか、そういった観点からも、しっかり分かりやすくということは、しっかりとやっていただきたいと思います。

ただ、品川区独自に枝番の代わりにアルファベット表示は対応しているということですので、そちらのほうを進めていただきたいと思います。

ただ、先ほどから何人かの委員から上がっておりますが、住宅の表示板の設置条例を含め、周知が少し足りていないのかなという部分はありますので、分かりやすい制度など、積極的に区民の方に伝えられていかれることを要望して、今回は不採択をお願いします。

#### ○高橋（伸）委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○高橋（伸）委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

それでは、令和6年陳情第33号、住居表示の枝番号（補助番号）に関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○高橋（伸）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

---

## 2 報告事項

(1) 令和6年度地域振興基金を活用した区民活動助成制度の審査結果について

### ○高橋（伸）委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1) 令和6年度地域振興基金を活用した区民活動助成制度の審査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○宮澤地域活動課長

私から、令和6年度地域振興基金を活用した区民活動助成制度の審査結果について、ご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

まず、項番1です。

区民活動助成制度の目的でございますが、品川区地域振興基金を活用して、区内で公益活動に取り組んでいる区民活動団体を対象に、地域課題の解決に向けた事業に資金助成を行い、公益活動の活性化と活動団体の育成を図るというものでございます。

項番2の事業概要でございますが、助成期間までに実施する事業に対して資金助成を行うものでございます。

項番3の申請についてでございます。

まず、(1)のスケジュールにつきましては、こちらに記載のとおりで、説明会、事前相談、申請書類の提出後の書類審査と面接審査を行いました。

(2)の助成金の種類でございます。

3つございまして、まず1つ目、チャレンジ助成は、既に公益活動を進めている団体が行う新規事業に対する助成になります。②のスタートアップ助成、こちらは、活動を始めて間もない団体の事業を安定的に行えるよう支援するものでございます。3つ目のトライ助成、こちらは、区が提示するテーマに取り組む事業に助成するものでございます。

続いて、(3)の助成期間についてでございますが、チャレンジ助成、スタートアップ助成につきましては、4月1日から翌年2月28日までに実施する事業、トライ助成につきましては、9月1日から翌年3月31日までに実施する事業となります。

ただし、トライ助成につきましては、昨年度までに実施している事業の継続申請につきましては、4月1日から翌年3月31日までを対象とするものです。

また、同一事業につきましては、継続申請は最大3年間となります。継続申請の場合でも単年度ごとに審査を実施しているところでございます。

続いて、(4)の申請できる団体について、主なものとしましては、①の品川区内において公益活動を目的として活動している団体であること。⑥の団体の運営に関する規則が定められていて、なおかつ、会計処理が適正に行われており、内容を提示できること。また、⑦の団体構成員相互の利益を図ることを目的とする団体、いわゆる趣味やサークル活動といった団体でないことなどが要件となります。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

(5)の対象となる事業につきましては、チャレンジ助成、スタートアップ助成は、品川区の地域課題や社会的課題解決のために取り組んでいる事業であること。また、品川区の地域づくりを目的とした事業であることなどがございます。

トライ助成のほうでございますけれども、地域課題や社会的課題解決のために取り組む事業で、区が提示するテーマに取り組んでいる事業ということで、これらが対象となる要件になっております。

令和6年度の募集テーマにつきましては、「地域団体へのICT支援に関する取り組み」を募集テーマとしております。

次に、項番4、審査方法です。

地域振興基金活用推進会議にて、書類審査、面接審査を経て決定しております。

(1)の審査委員は7名おまして、学識経験者1名、有識者委員2名、公募委員2名、区職員2名という形になっております。

審査基準の主なものといたしましては、①の事業の目的が明確であるか、具体的に示されているか。②の地域ニーズや地域課題、社会的課題を具体的に把握して示しているか。⑧に飛びまして、事業を遂行することにより団体の自立・成長・能力向上が期待できるかなどとなっております。

項番5の助成金額についてでございます。

(1)の助成の種類としまして、チャレンジ助成は、活動事業に対して助成対象額の3分の2以内で、上限50万円。スタートアップ助成は、助成対象額の4分の3以内で、上限30万円です。トライ助成につきましては、助成対象額の10分の10以内で、上限額250万円を助成するものでございます。

(2)の対象経費につきましては、記載のとおりというところで、項番6の予算額につきましては、1,050万円という形です。

1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

ここからは、項番7の審査結果でございます。

今回、8事業の申請がございまして、8事業とも選定したところでございます。

以下の表をご覧ください。各選定事業につきまして、事業名、申請団体と事業概要欄を中心に簡単に説明させていただきます。

まず1番、チャレンジ助成1年目で、事業名は「ペット同行避難体験・人とペットの防災展示体験イベントによる防災意識向上」、団体名は、しにゃねこっ。の会です。

事業概要案、②のところにありますとおり、人とペットの災害時の避難等をテーマに、防災体験展示、ペット同行避難体験、防災セミナー・ワークショップを実施するものでございます。

2番にお進みください。チャレンジ助成3年目、「しながわアレルギーネットワーク」、特定非営利活動法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会です。

こちらは、事業概要②のところにありますとおり、これまでに構築してきたアレルギー情報を集約するウェブサイトを活用し、身近な飲食店での外食・中食の機会を増やすため、アレルギー対応の協力店の情報をまとめ、そして発信していくといったものでございます。

3番にお進みください。スタートアップ助成1年目で、「やしお森っこ/未就園児親子の森の居場所事業」、やしおぼーずです。

事業概要は、月2回、緑豊かな八潮で緑道周辺の散策や自然遊びと親向けに手仕事のものづくり体験を行うものでございます。

続いて、4番です。スタートアップ助成1年目で、「地域における絵本読み聞かせボランティア事

業」、あかいふうせんです。

事業概要は、②のところにごございます区内施設での読み聞かせと、読み聞かせ技能等に関する勉強会という形です。

続いて、4ページをご覧ください。

5番、スタートアップ助成2年目で、「みんなはどうしているの?～膠原病の交流会」、特定非営利活動法人膠原病・リウマチ・血管炎サポートネットワークです。

事業概要は、膠原病関連の疾患の患者同士で体験を語り合い、客観的でより正しい情報を得られる交流会を実施するものでございます。

続いて、6番です。ここからがトライ助成です。トライ助成1年目で、「地域団体デジタルサポーター育成事業」、一般社団法人モノづくりXプログラミングfor Shinagawaです。

事業概要としましては、地域のデジタル支援に関心のある住民を「デジタルサポーター」として育成し、デジタル活用に不慣れな地域団体への支援の仕組みづくりを行うものになっております。

続いて、7番です。トライ助成2年目で、「ヤングケアラー（若者ケアラー）の理解と、支援ネットワーク強化事業」、一般社団法人子ども若者応援ネットワーク品川です。

事業概要としましては、学習会やワークショップを実施しまして、若者ケアラーの実態や支援ケースを学び、共有しながら支援者の理解を深め、支援ネットワークの強化を目指すといったものです。

最後、8番目のトライ助成3年目で、「発達に特性傾向のある親子の健やかな学びと成長を目指した学習サポート事業」、一般社団法人でっこぼっこです。

事業概要は、週1回の学習支援および月1回の保護者面談を行い、学習の場と家庭双方で子どもの様子を共有し、相談の場を提供すること。また、講演会の実施や支援者の育成といった内容になっております。

以上、8事業となりまして、助成額の合計は660万6,000円でございます。

項番8、審査後のスケジュールにつきまして、7月末に選定された団体へ助成金を交付するところでございます。

(2)の成果報告会でございます。

こちらは、今年度の助成団体の活動内容を報告するとともに、団体へのアドバイスをを行う場として実施しているもので、来年、令和7年2月7日金曜日に、きゅりあん大会議室で実施する予定でございます。

委員の皆さんも、ご都合がございましたら、お越しいただければ幸いです。

#### ○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○安藤委員

幾つかお伺いしたいのですが、3の(4)の申請できる団体というところですが、③の区民活動情報サイトに登録している団体であることというのがあるのですけれども、これは、なぜこれを申請条件にしているのでしょうかというのが1つです。

それと、2ページの審査委員のところですけれども、今回のトライ助成の募集テーマなどもこちらで決めているのかということと、あと、学識経験者、有識者の方というのは、どういう方が何名入っておられるのかということと、公募委員というのは、どのように応募しているのか伺いたいと思います。

## ○宮澤地域活動課長

まず、区民活動情報サイト（しながわすまいるネット）に登録している団体であることというところでございます。

こちらは、区内で活動している団体が、自らの情報発信ができるような場ということ、すまいるネットを運営しているところでもございますけれども、活発に情報交換ができるようにということで、こちらの登録を必須とさせていただいております。

続いて、審査委員の部分でございます。

まず、トライ助成のテーマの決め方というところでございますけれども、これは、この推進会議ではなく、所管部署であります地域活動課が地域課題等を選定しまして、そのテーマの所管課、所管部署と相談しながらという形で、意見を聞きながらという形で選定しているところでございます。

続いて、委員の構成の部分でございます。

まず、学識経験者につきましては、大学教授の方で、NPOの活動に造詣の深い方に就いていただいております。有識者のうちお一人は、東京都社会福祉協議会でボランティアセンターの職員の方、実践者というところで、日々関わっていらっしゃる方に入っているのと、もう1人は、中小企業診断士の方で、ソーシャルビジネスにも造詣のある方ということで、有識者という形で入っていただいております。また、公募区民の方、任期2年になりますけれども、募集をして、作文等を提出いただいた上で選定しているところでございます。

## ○安藤委員

ありがとうございます。公募委員のところは、何人ぐらい応募があったのかというのは、直近でいいのですが、その中から2名選ばれたのかということと、トライ助成のテーマですけれども、所管の地域活動課のほうで課題などを踏まえて決めているということだったのですが、今年のテーマがICTというところで、ということは、こういうことが今、地域活動を広げる上ですごく課題になっているよという、そういう理解でよろしいのか。もう少しそこら辺を説明していただけますでしょうか。

## ○宮澤地域活動課長

まず、公募委員の部分でございます。

今年度が任期2年の2年目になっておりまして、この直近の応募は、すみません、少し正確な数字を持ち合わせていないのですが、たしか5人前後の応募があり、2人を選定させていただいているというところです。

続いて、トライ助成のテーマの部分でございます。

コロナ禍を踏まえて、やはりデジタル化というところが非常に課題、特にNPOからの課題と聞いておりますし、これは町会・自治会からも、やはりデジタル化を進める、特に情報の発信、SNSの活用の仕方やホームページの活用の仕方、また、申込みのオンライン化、また、オンライン配信、動画の編集、様々なところでデジタル活用が必要になってくるけれども、やり方が分からない等々の課題は、お話しは大変多く聞いているところでございます。

## ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

## ○ゆきた委員

1点、確認させていただきたいのですが、チャレンジ助成とスタートアップ助成については、同一事業について3年間までは継続して申請できるということになっていると思われませんが、昨年の多胎プレ

パパママ教室事業、生活困窮世帯の中高校生への学習支援事業については、3年に満たない時点で今年度は申請がなされていませんが、この件について、区のほうからは、何かアプローチをされているのか、申請がなされていない理由については把握されているのか、お聞きしたいと思います。

#### ○宮澤地域活動課長

昨年、助成を受けていて3年に満たないところというところで、多胎プレパパママ教室の部分ですけれども、昨年、事業を実施されていて、なかなかやはり講座等の応募も、ある程度ありはしたけれども低調だったというお話は聞いております。その上で、今年度、募集の申請がなかったというところは、なかなか課題があってということかなと推測しているところです。

もう1つの事業が、マナビファクトリーがやられている学習支援事業、こちらでございます。こちらが、今年度、申請がなかった理由としましては、区の委託事業化がされて、そちらのほうで委託事業として行うことになったというところです。

#### ○ゆきた委員

確認できました。ありがとうございます。

また、区民団体活動のこういった伴走的な支援といったところで、より一層、さらに伴走的に進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。こちらは要望です。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにありますか。

#### ○藤原委員

これ、助成金の合計が660万6,000円ですよね。だけど、予算は1,050万円ですよね。この差額は、何に、具体的にどう使われているのですか。

#### ○宮澤地域活動課長

予算額は1,000万円余ですけれども、実際に事業を行うに当たって、それぞれの団体が申請してきている対象となる経費の合計が660万円余という形で、そこに差は出てきております。

申請するに当たって、募集团体も、今回、結果的に8団体という形ではございましたが、それ以上の団体から申請があっても耐えられるようにという形で、予算額としては1,000万円余を計上しているところではございますが、今回は8団体。さらに、その団体の中でも、補助上限額のマックスまで申請はない事業もありますので、その分、差額が生じているというところでございます。

#### ○藤原委員

ということは、予算は少し多めにとっておいたけれども、今回、実質的にはこのぐらいだったということでもいいのですよねという確認と、もう1点は、審査委員、学識経験者とか、区の職員は職務でしているわけですから代位弁償とかはかからないと思うのですけれども、この審査委員たちに対しては、どのぐらいのお金を支払っているのでしょうか。

#### ○宮澤地域活動課長

予算の部分でございます。委員のご指摘のとおりで、申請の数と、また申請内容において上限額までいっていない申請もあったというところでございます。

あともう1つ、審査委員の報酬の部分でございますけれども、委員長、学識経験者の方を委員長とさせていただきますが、その方には2万3,000円。その他の委員に関しては1万4,000円の報酬をお支払いさせていただいております。

#### ○藤原委員

分かりました。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

**○せお委員**

ご説明ありがとうございます。先ほどのお話、ゆきた委員からお話があったような、特に多胎児団体とかだと、このチャレンジ助成、そこに出した事業以外のところで、団体自体も続けられるのかみたいな状況になるときもあると思うのですけれども、私が不勉強で申し訳ないのですが、これは事業に対する助成だと思うのですけれども、そういう団体が続けていけるような支援というものは、今、品川区にあるのでしょうか。

**○宮澤地域活動課長**

今回、ご報告させていただいているのは、区民活動助成ということで資金助成の部分になっておりますが、伴走支援という形で、まず、組織の基盤を固めるための、例えば、資金調達とか広報活動といった様々な運営上の課題を、NPOサポートセンターというNPOを専門とする中間支援組織に入らせていただいて、相談を毎月、希望に応じてさせていただいております。これは区民活動助成を申請している、していないにかかわらず、そういった相談もできますし、区民活動情報サイトのすまいるネットでも、情報発信を、活動している限り活用もできるということで、様々な側面から支援しているところでございます。

**○せお委員**

ありがとうございます。そういった活動が、この区民活動をきっかけに続けていただける方もいらっしゃると思いますし、そういったところで、さらに、本当に続けられるような伴走支援での助成金なり何なりというところも検討できたらなというのは、少し考えていたので、そこは皆さんの、団体の困り事を、まずはこういったところで、NPOサポートセンターでご相談を受けて、それを集約していただいて、どういったところが足りないのかということも検討していただけたらなと思っています。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

**○おぎの委員**

ご説明ありがとうございます。幾つか質問がもう既に出ましたので、私からは1点だけです。

先ほどの安藤委員の質問に続けてお聞きしたいのですけれども、トライ助成のテーマに関するところで、やはり区の課題という、困っていることなので助成対象額が10分の10以内で、上限250万円という一番大きな金額が出る部分だと思うのですけれども、区が提示するテーマを決める段階で所管が決められているということで、町会・自治会からもヒアリング等を行っているとは思いますが、区の課題がどこにあるかという部分になりますので、これを決めていますよというのは、周知したり、発信されて、今こう決めていますというのは、広く知らせたりとかはしていないのですか。

**○宮澤地域活動課長**

トライ助成のテーマの部分でございます。

社会的課題や地域課題というところで、様々なNPOと、先ほど、伴走の相談というところでも地域で課題になっていることというお話も伺いますし、また、町会・自治会からもいろいろお話を伺っております。

ただ、その中でテーマを選定したときに、本当にこれができる団体があるかどうかということも

様々見極めながら、総合的にテーマを決定しております。

テーマを決定する過程に関しては、区のほうで検討して決めておりますが、トライ助成の募集をかけますので、その際、事前説明会でもきちんとこういうテーマで、こういう課題に対して対応していきたいということをご説明して周知している状況です。

#### ○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。いろいろな課題があると思いますので、広く課題を集めていただいて、あと、国の方向性と同じであると、また国からの助成金が使えたりとか、そういった面ももしかしたら出てくる部分もあると思いますので、広く多角的に議論していただければなと思います。よろしくをお願いします。

#### ○石田（し）委員

3点お伺いします。

まず1点が、この助成金が支給されて活動されて、その報告が2月7日に報告会がありますけれども、この助成金をどういうふうに使ったかというチェックは、誰がどこで、どのようにされているのか教えてください。

それと、幾つかの事業がありますが、見ている、明らかに地域活動課ではないテーマがほとんどですよね。これは、どのように他課との連携がされていて、例えば、一番上だったら、同行避難だから、これは防災課ですね。アレルギーだと、保健所とか、そちらのほうに、これは多分、いろいろな課がまたがってくると思うのだけれども、こういったものは、他課とどういうふうに連携をして、情報をお伝えしたり、つないだりしているのか教えてください。

それと3つ目ですが、このテーマ、トライ助成は区が課題を出して、それをやっていただくということで、何となくつながりは見えてくるのだけれども、ほかの2つで、この事業は、たしか結構長くやられていますよね。今までやってきた中で、例えば、その方たちが地域で事業をやって、その地域で根づいて、うまく地域の活性化になる、いわゆる事業目的が達成されているものがどのような感じであるのか、もしあれば、大きいもので構わないので教えていただきたいのと、逆に、その事業をやっていくことによって、トライ事業もそうですけれども、その方たちに、今度、区から、例えば、すばらしいから、区の事業として取り入れて、その人たちにやってもらうというようなものが今まであったのかどうか。具体的なあれは、手持ちで持っていないかもしれないので、何となくのイメージでも構わないので、その辺があれば教えてください。

#### ○宮澤地域活動課長

まず1つ目ですが、活動の成果に関しては成果報告会で、助成した資金の使われ方に関しましては、領収書全てを報告書という形でまとめていただいて区に提出いただいて、区にて審査というか、チェックをかけております。

#### ○石田（し）委員

地域活動課で。

#### ○宮澤地域活動課長

はい、地域活動課で。

2つ目の他課との連携という部分でございます。特に、チャレンジ助成やスタートアップ助成は、それぞれの団体がそれぞれの団体の活動のミッションに基づいて活動されている。その中で区の所管部署、例えば、ペットの同行避難につきましては防災課、防災課とも地域活動課としても情報連携しますが、



区の所管部署はここですよということも団体にお伝えしていて、団体も活動するに当たって、それぞれの所管部署にもケースに応じてですが相談をさせていただいている。その中で、例えば、区で広報活動、イベントを実施する際の広報のお手伝いをしたりとかということはあるところがございます。

3つ目の区民活動助成での地域で根づいたケースという部分になりますけれども、1つは、先ほど他の委員からもありましたとおり、区の委託事業化という形で区の事業化をしたケースもありますし、また、この区民活動助成をやっていく3年間の中で、特に資金の助成が終わった後の活動がどうなっていくのかということ、NPOサポートセンターが、特に活動の資金面だとか、例えば寄附をもらったりとか、収益事業化するだとか、そういう視点からアドバイスをさせていただいて、資金助成を終了した後も活動されているというお話も聞いています。

例えば、未就学児の外遊びの事業であったりとか、障害をお持ちの方のデジタル機器の操作とか、様々な事業が展開して、資金助成終了後も行っているということは聞いている。

その一方で、資金助成終了後に事業も終了したという事業も聞いておりますので、やはりなかなか活動していく上での金銭的な面というところでも、やはりそれぞれの団体に課題等々があるのかなというふうには認識しているところがございます。

#### ○石田（し）委員

それぞれありがとうございました。多岐にわたる内容がこの事業の中には入っていると思うので、ぜひそこは連携をさせていただいて、つなげるなり、それをきっかけに、また区のいい事業にさせていただきたいと思います。

最後の点ですけれども、確かにこの活動に対する助成は、3年なり何なりで終了してしまうのかもしれないけれども、やはりそこで得たものをどうやって生かしてもらおうかというのが次のステップとして大事だと思っていて、そのための、ある意味、スタートアップだと思うので、ぜひそこはNPOサポートの人たちも含めて、地域活動課がそこはやはり軸となって、その方たちと連携し、それが区の連携団体として、それ以降も一緒に品川区内で活動ができるように団体として発展していただきたいと思うので、そこは、この事業が終わったから終わりではなくて、地域活動課としてもしっかりと見ていただきながら、さらに活躍していただけるような仕組みづくりをぜひやっていただきたい。これは要望で終わりますけれども、もし何かあったら答弁していただければ。

#### ○宮澤地域活動課長

委員ご指摘のとおり、やはり資金助成が終わった後の活動も伴走的に支えていきますし、また、昨年は11月ですけれども、きゅりあんで地域貢献活動展ということで、活動団体が一堂に会して、そこにはやはりかつて助成金を受けて活動していた団体も出展し、またそこで30団体が出展するのですが、その団体同士での横のつながり、連携というものも深める目的でやっています。そういったところで、さらなる活性化というところでやっていきたいと思います。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○吉田副委員長

生活者ネットワークとして、この活動はとても評価をしていて、ずっと要望を出しているのが、審査も、審査委員の方たちが審査されるのはそれでいいと思うのですけれども、公開のプレゼンテーションみたいなものが、次の方たちの、こういう活動もあるのだということにつながって、新たな人の登場があるのではないかなということも求めているのですけれども、現在の審査方法としては、面接に

よって、ある意味、面接官がいろいろ聞き出すという形になっているのか、そもそも一番最初はプレゼンテーションから始まるのか、現在の審査の方法を伺いたいのと、将来的に、報告会は公開だと思うので、面接の様子というか、プレゼンテーションの様子も公開することは検討されないのでしょうかという2つの質問です。

#### ○宮澤地域活動課長

まず、審査の方法でございます。

まず、書類審査をし、その書類審査後に面接という形になっています。その面接の流れとしては、まず、提案していただいています事業についてプレゼンをしていただいて、それに基づいて質疑応答するのですが、採用、不採用という観点というよりかは、その団体の事業がどうしたら発展していくかというような前向きな形での質疑応答。特に、先ほど他の委員からありましたとおり、審査委員は、有識者等、また、公募区民の方も公益活動に関心の高い方や、していた方がなっておりますので、一般区民の目線というところでもアドバイスをしてという形をとっております。

委員ご指摘のとおり、成果報告会という形で活動してきた内容は区民の皆様にご報告いただいているところでございます。

審査の過程の公開は、先ほどのとおり、様々な質疑応答等をしていて、中にはその団体の構成から、細かいところまでお聞きしているので、公開することがなじむかどうかというところは、少し検討が必要だなというふうに課題として捉えているところでございます。

#### ○吉田副委員長

審査の公開となると、また少し別の観点が必要かなと思うのですけれども、プレゼンテーションの部分については、特に差し支えはないというか、見に来た方が、こういう活動もあるのだということで、ヒントを得て次の活動が生まれることにつながるのではないかなというふうに思っております。

私が承知しているのは、どちらが先だったか忘れてしまったのですけれども、世田谷区は公開でこういう活動をしていますよね。審査の公開までは分からないのですが、それを取り入れて、私が所属していた団体では、長く助成制度をつくっていて、それは公開プレゼンで、審査も公開しております。大変厳しいものではあるのですけれども、ある意味、審査の適正性も皆さんには分かっていたいただきたいなどと思って、それも公開しています。特にそれで不都合は今まで起きていないかなというふうに思っております。

やはり公開することで、見に来た方もみんなが元気になるのです。なので、ぜひ、区のお考えもあるでしょうから、審査は非公開としても、プレゼンテーションは、次の活動を促すためにもぜひ前向きに公開を検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○宮澤地域活動課長

活動内容が様々な団体に対しても参考になるというところは、区としても十分認識しているところです。

成果報告の中で、それぞれの団体の方々に成果報告をしていただくというのは、この助成事業の必須事項としておまして、成果報告の際に、どういう目的で事業を行うに至ったか、また、どういう形でこの年間やってきたかということも含めてプレゼンテーションといいますか、報告いただいておりますので、そこで事業の報告という形にはなりますけれども、できているのかなと認識している部分でございます。

#### ○吉田副委員長

分かりました。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋（伸）委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 物価高騰等総合支援資金（事業）の延長について

○高橋（伸）委員長

次に、（2）物価高騰等総合支援資金（事業）の延長についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林地域産業振興課長

続きまして、私からは、物価高騰等総合支援資金（事業）の延長について、ご説明いたします。

本件は、区内中小企業の円滑な資金調達を支援するため、令和5年度から実施している物価高騰等総合支援資金につきまして、現在の物価高騰など厳しい経営環境が続いている状況を鑑み、当初9月末までとしていた当該緊急資金（利子補給、信用保証料補助）の申請期間を下記のとおり延長するものでございます。

（1）としまして、この制度の概要でございますけれども、あっ旋限度額1,000万円、資金使途としては、運転資金と設備資金、事業者負担利率は3年間無利子、4年目以降0.2%になります。これにつきましては、区の負担率が3年間で1.6%、4年目以降1.4%というものでございます。そして、信用保証料を全額補除としておりますが、この制度を活用しまして、区内中小企業、事業者の方々が資金調達を行う際に、借入金利および信用保証料の負担を大幅に削減することを目的とした制度となっているものでございます。

（2）、対象者として、もちろん区内中小企業ということがあるのですが、①として、物価高騰の影響を受けていること、②として、原則、最近3か月間の売上高（受注高）もしくは売上総利益額が前年同期と比較し5%以上減少していることを要件としております。

（3）、実績でございます。利用（借入額）の状況で、令和6年4月から6月末までの第1四半期現在の状況でございますけれども、あっ旋状況として74件、6億4,273万円となっております。

区内中小企業がこういった制度を利用して、品川区のほうで金融機関に対して紹介状といいますか、あっ旋を行うものとなっております。

（4）としまして、期間延長の部分でございます。令和7年3月31日まで申請期間を延長するものでございます。

これに関しましては、企業同士で売買する物の価格動向など企業物価指数の推移を見ますと、最新の数値である令和6年6月は前年同月比で2.9%の上昇となっております。区内中小企業の中で、特に製造業が悪化しているところございまして、引き続き、物価高騰や景気悪化の影響を受けている内容から鑑みまして、この融資あっ旋制度を活用しまして、区内中小企業の資金繰り対策および区内経済の下支えに万全を期すこととしております。

（5）としまして、周知方法でございますけれども、広報しながわ（9月1日号）、産業ニュース

(8月18日発行)、区ホームページの掲載、メールマガジンの配信、周知チラシなどにより、事業者、関連する金融機関に対して幅広く周知するものでございます。

(6)、予算でございますが、今年度、本事業に関しましては1億4,547万9,000円の予算を計上してございます。

今回の期間延長に伴う部分でございますけれども、この予算計上、物価高騰や景気動向の急変に対応可能な予算を当初予算の中で確保しております、今年度、延長した場合、後半の申込み想定にも対応可能と判断しております。このため、今回の期間延長に当たりましては、補正予算の編成等は行わずに、この当初予算に計上した予算枠の中で対応することとしております。

#### ○高橋(伸)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

#### ○安藤委員

物価高が本当に深刻、そして賃金もなかなか上がらない、国内消費が冷え込んでいる中で、区民の皆さん、本当に厳しい状況に置かれているなど。3月末までということで、取りあえずということだと思いますけれども、延長は本当に大事なことだと思っています。

この事業目的ですと、区内中小企業者の事業経営に必要な資金の調達を容易にする、これは事務事業概要に書いていることですが、これとともに、負担の軽減を図ることがあるのですけれども、あつ旋と一言言うと終わってしまうのですけれども、区としては、具体的にあつ旋というのはどうしているのか伺いたいと思います。

また、あつ旋、これは最終的には74件という実績ですけれども、申し込んだのは何件で、そのうちの74件が成立したということなのでしょうか。そこら辺の状況を伺いたいと思います。

また、その74件、取扱金融機関が、事務事業概要によると、都市銀行とか信用金庫などの21金融機関94店舗とあるのですけれども、大体どこら辺で資金の融資が成立しているところが多いのか、都市銀行が多いのか、信用金庫、信用組合が多いのか、そこら辺の内訳、分かる範囲でいいのですけれども伺いたいと思います。

#### ○小林地域産業振興課長

ただいま3点ご質問いただいたかと思えます。

1番目のあつ旋、具体的にどうしているかというものでございますけれども、こちらにつきましては、区の融資制度、この融資あつ旋を使いまして、区内に支店を持つ金融機関からお金を借りたい、資金を調達したいという際に、品川区のほうで紹介状を発行いたします。その際に、金融機関に対して、区の制度を利用した場合にはということで、この制度概要に書いてありますけれども、当初3年間の金利としては無利子、この部分は区が負担いたしますということと、東京都の信用保証協会に対して、本来、信用保証料は自分で負担するものでございますけれども、この分を区が負担いたしますというようなことも説明した上で、紹介状を発行しているものでございます。

2番目としまして、あつ旋状況74件ということでございます。これが今、品川区として紹介状を発行したものでございまして、紹介状を発行してから金融機関の審査、そして信用保証協会の審査という2段階審査があるのですけれども、少しタイムラグがあるのですが、現在、この74件のうち、約50件程度は実行に移されているという形で、少し時間をおいてこれが実行に移されるという形でございます。

3番目としまして、取扱金融機関が21あるというご指摘でございました。この中には都市銀行もあれば、信用金庫、信用組合もございますけれども、今、具体的な数字として細かいところではないですけれども、我々が認識しているところとしましては、やはり区内中小企業としては、信用金庫との取引が多くありますので、信用金庫を利用した融資あつ旋が多いというような印象を得ているところでございます。

#### ○安藤委員

タイムラグがあるということなので、50件は実行されているということですが、これが大体、ほぼ融資につながっていくという認識をお持ちなのか、そういう理解でよろしいのかということ伺いたいのと、あと、これは要望ですけれども、融資も大変大事なのですが、3年間たった後に借りたものを返せるような経済状況になっているかと考えると、それもまた厳しいという中で、なかなか地域振興部だけでどうかなるものではないかもしれませんが、融資以外に、やはり全庁的に、例えば、区の公契約条例など、そういったことで区内経済の循環を実現していくとか、様々全区的な、全庁的な取組、ぜひ融資以外の地域の中小企業、零細企業への支援を、ぜひ検討していただければというふうに思っています。それが必要なのではないかと私は思っています。これは意見と要望でございます。

先ほどの件だけお願いします。

#### ○小林地域産業振興課長

ただいまご質問の部分に関しましては、あつ旋の中で、どの程度、実際に実行されているかというものでございますけれども、これは昨年度の例などを見ましても、約9割近くは、品川区のあつ旋があつた中では融資が実行されているものでございます。

今年度も同様の程度でございまして、事業計画として、融資計画として難しいものでなければ、金融機関のほうも品川区のこの制度の中での利用ということになりますので、比較的融資の審査が通る率、信用保証協会も含めてでございますけれども、通る率はかなり高いというふうに認識してございます。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○石田（し）委員

物価高騰によるということで、対象者が2つ挙げられていますが、インボイス制度の影響によって打撃を受けている方々については、物価高騰等の「等」の中で含まれていて、この資金を受けることができるのかどうか教えてください。

#### ○小林地域産業振興課長

ただいまのご質問でございますが、ここに書いてあるとおり、要件としては、物価高騰の影響を受けていること、あるいは売上高の減少要件ということでございますので、インボイスも含めて、特にそこはどのような理由で売上高が減っている、あるいは物価高騰の影響などを受けているかというところは特に問うておりませんので、そういうものを含めた対応ということでございます。

#### ○石田（し）委員

ありがとうございます。本当にすばらしい決断をしていただいたと思いますし、ぜひきめ細やかに対応していただければと思いますが、これはあくまで利子の補給であって、やはり今、それこそ本当に電気代もどんどん高騰している中で、やはりそういった経費の部分で、それも物価高の1つだけれども、やはりそこが結構大きいのではないかなというふうに思っていて、国も8月からとかというふうに、また訳の分からないことを言い出して、要は、電気代、ガス代の補助を、暑い7月を抜かしているわけで

す、6月、7月と。これはもう本当に、私は国の判断ミスだと思うのだけれども、そういったときに中小企業にとって頼りなのは、やはり地元の自治体なわけです。なので、ぜひそういったフォローアップ、いわゆる国が本来やらなければいけないのだけれども、国でなかなかそれをやっていただけなかったときには、やはり区ができることは、そういった手を差し伸べていくということが必要になってくるのかなと思うので、そこは答弁は要らないですけれども、ぜひそういった時期とかも見極めていただきながら、様々な支援をぜひ中小企業の皆さんにはしていただきたいなというふうに思うので、要望でとどめておきますが、よろしくをお願いします。

**○高橋（伸）委員長**

ほかにございますか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○高橋（伸）委員長**

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 令和6年度 文化センター等工事による休室・休館予定について

**○高橋（伸）委員長**

次に、(3) 令和6年度 文化センター等工事による休室・休館予定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

**○大森文化観光戦略課長**

私からは、令和6年度文化センター等工事による休室・休館予定についてということで、ご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

まず、本年度、休館を行う工事等はございません。

それから、1番、休室を行う施設ということになるのですが、施設としては、五反田文化センターと荏原文化センターの2施設となります。

五反田文化センターは、12月1日から3月末までの約4か月、部屋は、地下1階の音楽ホールと、そのホワイエに当たる部分も含まれます。それから、1階の第1スタジオ、第2スタジオ、第5スタジオ、それから、上階の第2講習室ということで、一時的に休室という形になります。

改修の内容につきましては、耐震改修工事ということで、4か月ということで見込んでおるのですが、この中に、照明と音響の工事、本来ならば1.5か月ほどかかる工事ですけれども、こちらも含めて実施するというところで計画しているところでございます。

音楽ホールと第1スタジオにつきましては、天井のネット工事ということで耐震改修工事に当たります。こちらは、天井が高いもので、足場等を組むということで期間が長くなっているところでございます。

第2スタジオにつきましては、施工の予定が、平日のみということで、土日祝が休日、工事がやっていないというようなことで予定されておりますので、第2スタジオについては、第1スタジオの工事と音楽ホールの工事による騒音がひどくなるのではないかとということで工事業者から助言があったことによりまして、工事に合わせて、平日は貸出しをしないということで、工事をやっていない土日祝日については貸出していくということで考えているところでございます。

第5スタジオと、第2講習室につきましては、音楽ホールに足場等を組む予定になることに伴いまして、座席を一度外すということで、その座席を一時保管する場所が必要になってきますので、その場所として、第5スタジオと第2講習室、その他、資材の置場所ということで、こちらを使用する形で予定しています。

それから、荏原文化センターになりますが、こちらは11月25日から12月18日ということで、23日間の期間ということになります。

こちらは大ホールのみとなりまして、こちらは従前からあります、演出等をする方々から、ステージ上に空気が回っていないということで、確かにステージ上の空調はないということで、そちらの空調を新設する工事になります。

こちらは、ステージの大ホールを閉める中で、両サイドの控え室からステージに上がる部分が階段になっておりまして、その部分をバリアフリー化する工事も含めて工事を進めていくということで予定してございます。

3番の周知方法につきましては、従前どおりとはなりますが、施設内の掲示板や、窓口での利用者へのチラシ配布のほか、広報しながら、品川区ホームページ等に掲載していく予定になってございます。

#### ○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

#### ○安藤委員

五反田文化センターの音楽ホールの件ですが、表示上、耐震改修工事とあるのですが、天井のネット工事という話でしたけれども、結構新しい施設だと思うのですが、耐震改修工事が必要になった理由といますか、そこら辺についてもう少し教えていただければと思います。

#### ○大森文化観光戦略課長

そちらにつきましては、東日本大震災のあったタイミングで、天井の強化というか、落ちてこないよという施工を施すということになっておりまして、そこを随時進めているところでございまして、その流れというようなところもございます。

あとは、老朽というところもあるのですが、14年たっているところもありますので、その辺りは、老朽化も進んでいるということで、耐用年数的には10年というようなことになっているところもございますので、今回、工事をするという形で予定しているところでございます。

#### ○安藤委員

3.11の話がありましたけれども、震災直後に体育館など公共施設の天井はかなり耐震化していた記憶がありますが、今のご説明ですと、天井の耐用年数が10年ということもあって、一度やったのですけれども、10年たったので、また改めてやるということなのか、その辺が少しよく分からなかった。それとも、その必要性を今まで認識していなかったのか、改めてやるということなのか、それとも分からなかったのか教えてください。

#### ○大森文化観光戦略課長

余計な情報をすみません。震災が起きる4年前には施設ができていたので、耐震的には問題がなかったのですが、今回は、老朽というところで工事を進めさせていただいているところでございます。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにごありますか。

#### ○石田（し）委員

すみません、1点だけ。今日いただいたこの資料と、ホームページに載っているものが若干違って、ホームページには、五反田文化センターは、音楽ホールと第1スタジオの貸出しは休止しますと書いてある。荏原文化センターは、大ホールが、これも書いてあるのだけれども、それは11月25日から12月18日、これは舞台空調のため貸出休止。もう1個、令和7年6月1日から8月31日まで、照明LED化で、これもまた貸出休止になっている。ホームページにはここまで書いているのに、なぜ今日いただいているこの資料には、それを書かないのか。要は、その情報の発信の違いが何なのか教えてください。

#### ○大森文化観光戦略課長

五反田文化センターにつきましては、音楽ホールと第1スタジオを工事するというところで当初考えていたので、第2スタジオ、第5スタジオ、第2講習室を使用する、休止するという部分は、工事業者とのすり合わせによって分かったことなので、そちらはホームページのほうを更新いたします。

それから、文化センターについての令和7年6月1日から8月31日の工期の掲載についてですが、こちらは、今年度から債務負担行為ということで工事が予定されている工事で、令和7年度の工事期間ということで掲載させていただいたので、今回は令和6年度の工事ということで、令和7年度の工事については省かせていただいた形になります。

#### ○おぎの委員

こちらの工事ですが、金額的なものが書かれていないのですけれども、どのような感じでしょうか。

#### ○大森文化観光戦略課長

金額が欠如してすみませんでした。金額ですが、五反田文化センターの非構造部材、耐震化のほうにつきましては、1億7,000万円となります。

それから、荏原文化センターの大ホールのステージ改修、ステージ空調新設工事ということで、860万円ということになります。

#### ○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

#### ○石田（し）委員

今の予算のところ、耐震のものは、3.11のときは、結構、非構造部材は、国から補助金が下りたのです。今回のこれは、しっかり同じぐらい下りているのですか。

#### ○大森文化観光戦略課長

国から……。

#### ○石田（し）委員

国から。東京都でもいいですけれども、いわゆる補助金が、この非構造部材の耐震化について下りているのかどうか教えてください。

分からなかったらいいです。後で確認して教えてください。

#### ○大森文化観光戦略課長

すみません、施設整備課のほうに確認させていただければと思います。

#### ○石田（し）委員

はい、分かりました。大丈夫です。



○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

3 行政視察について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でご決定いただいた所管事務調査の項目や各委員の要望を基に正副委員長で協議した行政視察の案について、お手元に配付いたしました。

候補地といたしましては、まず、岐阜県笠松町にある笠松刑務所で「再犯防止に向けた取組みについて」、次に、岐阜県高山市で「アフターコロナのインバウンド戦略について」、最後に、石川県金沢市で「パラスポーツの普及啓発・推進について」、「金沢文化スポーツコミッションの取組みについて」を、それぞれ視察先の候補として考えております。

視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査の項目や、委員からの要望のほか、過去の区民委員会の行政視察の調査項目等、様々な観点から検討して、正副委員長で案をまとめてまいりました。

なお、資料に注記しておりますとおり、相手方との調整次第でありますので、候補地、調査項目の内容、数等も含めて、今後、変更する場合もございます。そのようなことを含め、皆様にご了承いただきましたら、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○安藤委員

まず、まとめていただいた正副の努力に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

所管事務調査の項目との関係で、創業・スタートアップ支援というものが、今年、2つだったと思うのですが、それがないのがすごく残念だなと思ひ、ぜひ、できるのであれば、そういったところも含めて、2日目辺りを少し再検討していただくなど、少し検討していただきたいという要望がございます。

ただ、先方とのこととか、日にちとか、いろいろあると思うので、簡単なことではないかもしれませんが、私としては、ぜひ創業・スタートアップ支援を踏まえた調査にさせていただけるとありがたいなと思ひます。

○高橋（伸）委員長

はい、分かりました。ありがとうございます。

それぞれ各会派から様々な提案をいただきました。共産党からも、デフスポーツというところで、これは正副委員長で協議いたしまして視察先に取り入れておりますので、そこでお含みいただきたいと思ひます。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、これから先方との調整に入りまして、次回の委員会で改めて正副委員長案をお示しさせていただきます、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど申し上げましたとおり、先方との調整次第では、候補地、調査項目等を含め、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めて、正副委員長にご一任いただければと存じます。

以上で本件を終了いたします。

---

4 その他

○高橋（伸）委員長

最後に、予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後2時37分閉会